

# 「妊婦のための支援給付」について



福生市では、妊娠期から経済的負担を軽減し、切れ目のない支援を行うことを目的に「妊婦のための支援給付事業」と「伴走型相談支援」を一体的に行います。

## 事業の流れ

### ① 妊娠届出(プレママ)面談(全員)

- 場所；福生市こども家庭センター
- 妊娠アンケート等を活用し、妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等と一緒に確認します。
  - 「妊婦のための支援給付(5万円)」の申請書にご記入いただくと、後日原則現金振込で支給します。
  - 育児パッケージ(1万円相当)をお渡しします。

### ③赤ちゃん出産後

- 東京都へ直接申請をする  
と受け取れる赤ちゃんファーストギフト(10万円相当)の案内を配布します。

### ④ 出産后面談(全員)

- 場所；ご自宅等(新生児訪問時)
- 赤ちゃんとその保護者に会い、不安なことや困りごとについてご相談を受け、産後に利用できるサービスの紹介など支援につなぎます。
  - 訪問時にアンケートと「胎児の数の届出書」にご記入いただくと、胎児ひとりにつき5万円を原則現金振込で支給します。



面談

「妊婦給付認定申請書」に記入

赤ちゃんファーストギフト  
(東京都に直接申請)

新生児訪問

「胎児の数の届出書」に記入

妊婦のための支援給付(1回目)

育児パッケージ

赤ちゃんファーストギフト

妊婦のための支援給付(2回目)

妊娠期

妊娠8か月前後

出産

生後1か月前後

幼児期(1歳～)

## 市のサービス

母子健康手帳交付

パパママクラス

産後ケア事業

産前産後支援ヘルパー事業

ふっさ情報アプリ  
「ふくナビ」



すくすくベビークラス  
(ねんね/おすわり)

育児相談

子育てひろば

乳幼児ショートステイ

ファミリーサポートセンター



＜お問合せ先＞福生市こども家庭センター  
母子保健係 TEL. 042-552-0312

本アプリは、市ホームページやふっさ情報メールとも連動しており、市の最新の情報をご覧いただけます。新着情報などを「プッシュ通知」で、利用者のスマートフォンにお知らせします。



流産、死産および人工妊娠中絶をされた方も「妊婦のための支援給付」の給付対象となります。申請方法等につきましては、個別に対応させていただきますので福生市こども家庭センター 母子保健係までご連絡をお願いします。